

○航空法第 76 条（報告の義務）に基づく報告要領に関する 通達

昭和 37 年 11 月 29 日

海幕運第 6783 号

海上幕僚監部防衛部長から自衛艦隊司令官・航空集団司令官・佐世保、大湊各地方総監・
教育航空集団司令あて

航空法第 76 条（報告の義務）に基づく報告要領に関する通達

航空法第 76 条の規定に基づく機長の運輸大臣に対する事故報告は、下記により行なうこと
に定められたので、命により通達する。

記

1 航空法第 76 条第 1 項に掲げる事故の場合

自衛隊法施行令第 128 条及び別添の長発教育第 60 号により当該事故が自衛隊の航空機
その他の物件若しくは隊員のみに係る場合又は防衛庁長官の行なう航空交通管制に係る
場合を除き実施するものとする。

なお、この報告は航空法施行規則第 165 条の 2 第 3 号に掲げる事故を除き防衛庁長官
が実施することとされているので、機長は、航空法施行規則第 165 条の 2 第 3 号（発動
機の故障、燃料の欠乏・凍結・気流の擾乱等により航空交通管制上の優先権を必要とす
る旨を通報した航空機の緊急事態）の場合のみ直接運輸大臣に別紙様式により次の要領
に従って報告するものとする。

- (1) 自衛隊の設置する飛行場にあつては、当該航空基地隊の運航隊長（航空自衛隊の管
理する飛行場にあつては、飛行場勤務隊長、陸上自衛隊の管理する飛行場にあつては
運航司令）に提出するものとし、運航隊長は、直ちにこれをもよりの航空保安事務所
長に送付するものとする。ただし、この場合海上自衛隊の管理する飛行場以外の飛行
場にあつては、写 1 部をもよりの航空基地隊の運航隊長に提出するものとする。
 - (2) 前号以外の飛行場にあつては、当該飛行場の航空保安事務所長に直接提出すると
ともに、写 1 部を作成し、もよりの航空基地隊の運航隊長に提出するものとする。
 - (3) 航空基地隊の運航隊長は第 1 号については報告書の写を作成し、その写を、第 1 号
のただし書及び第 2 号については提出を受けた写を添え、順序を経て海上幕僚長（気
付先：監察官）に報告するものとする。
- 2 航空法第 76 条第 2 項及び第 3 項の場合は、機長が運輸大臣の定める機長報告の様式に
より前項の各号に準じて行なうものとする。